

高田総合会計事務所 事務所通信 2025年 秋号

# HEART COMMUNICATION



拝 啓

晩秋の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年10月から電気・ガスなどの補助金が段階的に縮小され、物価上昇の影響が再び注目されております。中小企業におかれましても、価格転嫁やコスト管理が経営課題として一層重要となっております。私共も引き続き、経営数値の「見える化」と資金繰りの安定支援に努めてまいります。

さて、年末調整の時期が近づいてまいりました。お手元にも控除証明が届きだしていることと存じます。本年は基礎控除について大きな見直しがなされています。ご案内の通り、特定親族特別控除という新たな所得控除が設けられ、「勤労学生控除」や「配偶者控除」に係る手続きの電子化対応も進んでおります。加えて、パート・アルバイトの「年収の壁」対策に関する制度改革も話題となっておりますので、該当する従業員がいらっしゃる場合はお早めの確認をお願い致します。

本年も残すところ二か月余りです。ようやく涼しくなってきたと感じているまもなく、寒さも日増しに厳しくなります。皆様のご健康とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬 具

令和7年11月1日  
高田総合会計事務所  
所長 高田 直 浩



## ～年末調整のご案内～



本年も税務の一大行事である年末調整の時期が迫ってまいりました。

事業主の皆様におかれましては、各種必要書類（扶養控除等申告書・基礎控除等申告書・配偶者控除等申告書・特定親族特別控除申告書・保険料控除申告書など）を従業員の皆様へ配布いただき、書類を早期に回収いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

ただ、年末調整関係の書類が年々複雑でわかりにくくなっています。

書類の記入および回収の手間を出来るだけ省いていただくためにも、国税庁が配布している公式の「年調アプリ」などをはじめとした各種オンラインシステムの利用をおすすめしています。

まだ導入されていない事業主様は、この機会に是非ご検討ください。

さて、令和7年度税制改正を反映した今年度の年末調整のポイントは、以下の通りです。

- (1) 基礎控除額の見直し
- (2) 給与所得控除の見直し
- (3) 特定親族特別控除の創設
- (4) 扶養親族等の所得要件の是正

上記の(1)～(4)については、いわゆる「年収の壁」問題での議論が記憶に新しいところであり、メディアなどでも頻繁に取り上げられていたポイントです。それぞれの詳細および連動して変化した申告書類の記載方法等については、同封の冊子『「年収の壁」見直して、何がどうなる?』をご参照ください。

また、今年度の年末調整において、事業主の方・従業員の方に特に注意していただきたい点は以下の2つです。

**★税制改正によって新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった場合には、その旨を記載した「令和7年分給与所得者の扶養控除（異動）申告書」を事業主に提出する必要があります。「特定親族特別控除申告書」も同様です。**

本申告書は原則として「令和7年12月1日以後最初に給与の支給を受ける日の前日まで」に提出とされていますが、年末調整を行う時までに提出があれば間に合いますので、該当する方は書類の提出を忘れずに年調事務が始まるまでに提出していただくよう周知してください。

**★本年の年末調整から、調書方式による住宅借入金特別控除の適用を受ける方がいます。この適用を受ける方は、申告書への借入金の年末残高等証明書の添付が不要となります。**

なお、控除証明書等は税務署から所得者本人へ交付されます。

本制度の概要につきましては、下記QRコードから国税庁ホームページの該当ページをご確認ください。

(「I 昨年と比べて変わった点」→「2, 年末残高調書を用いた方式による住宅借入金等特別控除」(4ページ))



国税庁ホームページ  
「令和7年分 年末調整のしかた」



## 会計・税務の 気になるギモン、 教えて所長さん！

今年の年末調整について、  
疑問点や今年度からの変更点などをQ&Aで  
確認していきましょう



給与所得控除額や基礎控除額が拡充されたと聞いたが、結局のところ  
話題の「年収の壁」はいくらになったんじゃないかな？

令和7～8年の「年収の壁」は、これまでの103万円から160万円に引き上げられました。  
これに合わせて令和7～8年の限定措置として、合計所得金額が132万円以上655万円以下の  
場合には、それぞれの所得区分に応じて一定の控除額が設定されます。例えば、合計所得が  
132万円の場合には基礎控除額が95万円となります。ここに給与所得控除額65万円を加える  
と、いわゆる「所得税の年収の壁」は160万円という事になります。

なお、19歳以上23歳未満の方の注意点については次の質問でご説明します。



19～22歳の子どもも結構働いても大丈夫になったようじゃな？  
子どもの年収が180万円になっても僅かながら控除があるようじゃし、  
これなら子どもがバリバリ働いても問題はないのじゃろうか？

「バリバリ働いても大丈夫」とは言い切れません。

確かに所得税法上の控除対象は拡大されましたが、社会保険の被扶養者となるラインについては引き続き注意が必要です。

法改正により令和7年10月1日以降、19～22歳のいわゆる学生バイトなどの方は、年収が  
150万円を超えると保護者の社会保険の被扶養者から外れ、自身で社会保険に強制加入となる  
可能性があります。その場合、社会保険料の負担によって手取り額の減少を招く事になります。

また、被扶養者である子どもの年収が増えるにつれて特定親族特別控除額が減少するため、  
保護者の方の所得税負担が増加してしまう可能性もあるのでご注意ください。



「特定親族特別控除が受けられない場合」というのについて詳しく教えて  
もらえんかのう？

もちろんです。例えば、以下のような3つのケースが考えられます。

①2人以上の居住者の特定親族に該当する場合、いずれかの特定親族となる。

例えば夫婦共働きで19歳の子がいる場合、子は夫婦どちらか一方の扶養親族にしか該当  
しません。

②母Bが子Cの特定親族に該当し、かつ父Aの配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当  
する場合、いずれか一方のみの選択となるため、母Bを父Aの配偶者特別控除の対象としたとき、  
子Cの特定親族には該当しない事になります。

③親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族と  
して控除を受ける事ができないとされています。

前者は19～22歳の兄弟姉妹間の相互扶養が考えられ、後者は22歳の子どもを特定親族  
としようところ、この22歳の子どもが19歳の弟を特定親族としていたなどの場合が考えら  
れますが、このケース③は非常に稀な事例であると思われます。

## 高田総合会計事務所あれこれ……

### 「社員旅行に行ってきました！」

9月13日と14日に、高田総合会計事務所としては12年ぶりの社員旅行で、1泊2日で静岡県の三島・伊豆方面へと行ってまいりました。

1日目は三島スカイウォークで、富士山を望む絶景の眺望を楽しみながら吊り橋ウォークとアクティブを満喫！の予定がまさかの雨……（しかも私たちが三島スカイウォークに滞在していた時間だけ豪雨でした）。弊社の雨男がその呪いを発動させた模様……。

しかし豪雨に打たれながらも、吊り橋ウォークを敢行（というか強行？）！



これはこれで記念でしょう。

ただし、アクティビティを予約していた社員達には何とも残念な結果でした。

2日目は午前中に陶芸体験ができる工房「えんのかま」にて電動ろくろ体験を行い、午後は伊豆シャボテン動物公園に立ち寄って、京都への帰路につきました。

しかし、残念ながら富士山はうっすらとしか見えず…。右下の写真の奥に富士山の影があることにお気づきいただけるでしょうか…？



何はともあれ無事に京都へと舞い戻り、一同ほっこりした次第でした。

しっかりと心身ともにリフレッシュ！年末調整・確定申告期に臨みます！



高田総合会計事務所

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3

TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127

URL <http://www.takadakaikei.co.jp>

E-mail [info@takadakaikei.co.jp](mailto:info@takadakaikei.co.jp)